

# 関連当事者取引管理規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 当社による不当行為が当社の株主の利益を害する行為となり、強いては当社のステークホルダーに対する信用失墜を招くことになる。本規程は、不当行為は勿論、ステークホルダーに不当行為と誤認させる行為をも防止するために、当社における関連当事者取引が適切なプロセスを経てなされることを担保するための役割や権限そして当該取引行為等に係る判断基準を規定し、適切な牽制が働く運用手順等に従った運用を実践することで、ステークホルダーの信用を維持し、もって当社の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する語句の定義は、次のとおりとする。

①法人主要株主

自己又は第三者の名義をもって当社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有する株主のうち、法人であるものをいう。

②個人主要株主

自己又は第三者の名義をもって当社の総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有する株主のうち、自然人であるものをいう。

③近親者

二親等以内の親族（本人の父母・兄弟姉妹・祖父母・子・孫及び兄弟姉妹・子・孫の配偶者並びに配偶者及び配偶者の父母・兄弟姉妹・祖父母の総称。）をいう。

④役員

取締役・監査役又はこれらに準ずる者をいう。

⑤役職員

当社の役員及び正社員、有期雇用社員、無期雇用社員、地域限定社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト等の名称の如何を問わず当社との間で雇用関係にある者を総称していう。

⑥関連当事者

当社を支配しているか、或いは当社の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している当事者であって、第4条に掲げる者を総称していう。

⑦関連当事者取引

有償・無償にかかわらず、当社が資産若しくは債務の移転又は役務の提供等、関連当事者との間で行うすべての取引その他の経営活動を総称していう。なお、第三者のために関連当事者を行う取引や、第三者との取引において関連当事者が当該取引に重要な影響を及ぼしている、或いは外形的に及ぼすとみなされる取引を含む。

⑧不当行為

関連当事者取引を通じて関連当事者に不当に利益を供与し、或いは享受する行為

⑨関連当事者リスト

関連当事者に該当する者の一覧をいう。

⑩関連当事者取引リスト

当社と関連当事者との取引内容を記載したリストをいう。

⑪決裁関連規程

当社の決裁等に関する事項を定めた諸規程をいう。

⑫取締役会等

当社の取締役会及び決裁関連規程に基づく決裁者を総称していう。

⑬独立社外取締役

会社法に定義される社外取締役であって、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない者をいう。

⑭主管部門

本規程を主管する部門をいう。なお、主管部門の長を「主管部門長」と、主管部門を管掌する役員を「管掌役員」という。

⑮取引部門

当社における、取引先との取引を実施し、又は実施しようとする部門をいう。

(主管部門及び責任者)

第3条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

## 第2章 関連当事者

(関連当事者)

第4条 関連当事者は、財務諸表等規則第8条第17項に規定する者とする。

(関連当事者リストの作成)

第5条 主管部門は、毎事業年度終了後速やかにその時点における関連当事者リストを作成するものとし、以後、関連当事者に異動があった場合には、その都度、当該異動に伴う変更を行うものとする。

2. 関連当事者リストの様式等については、主管部門が別に定める。

(役員及び関連部門の責務)

第6条 当社の役員は、主管部門による関連当事者リストの作成に際して、次の事項を順守しなければならない。

①主管部門による関連当事者リストの作成等を目的とした調査に協力すること

②自己の近親者にかかる調査について、自らが関連当事者リストの作成の必要性を説明し、同意を

得て関連当事者リストの作成等に必要な情報を収集すること

- ③近親者に異動が生じた場合には、その旨を速やかに主管部門に報告すること
  - ④自己若しくは自己の近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等又は当該会社等の子会社に異動があった場合には、その旨を主管部門に報告すること
  - ⑤毎事業年度の末日後に行われる、当該事業年度における自己及び自己の近親者並びに自己若しくは自己の近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等又は当該会社等の子会社と当社との関連当事者取引の有無の調査に協力すること
2. 当社の関連部門は、主管部門による関連当事者リストの作成等を目的とした調査に協力しなければならない。

### 第3章 関連当事者取引

(関連当事者取引の該当性確認)

- 第7条 取引部門は、取引先との取引開始前までに、当該取引先が関連当事者に該当するか否かを主管部門に照会しなければならない。
2. 主管部門は、前項の照会を受けた場合には、当該取引先を関連当事者リストと照合し、又は必要に応じて資本関係や役員構成等を確認することにより、関連当事者への該当性の有無を確認し、その結果を当該取引部門に通知する。
  3. 前項の通知は、電子メール等の電磁的手段を原則とする。

(関連当事者取引の決裁)

- 第8条 当社の取引部門は、前条の照会の結果、取引先が関連当事者に該当する場合であって、当該取引先との間で関連当事者取引を行う場合には、当社の取締役会の決議を経なければならない。
2. 前項の定めに関わらず、代表取締役社長による不動産賃貸借契約に関する債務保証に該当する関連当事者取引については、当社の取締役会の決議を経ることを要しない。この場合においても、決裁関連規程の定めに従い、必要な決裁を経るものとする。
  3. 主管部門長は、取引部門による関連当事者取引に関する申請があった場合には、前項各号の取引類型への該当性を判断し、当社の決裁関連規程を所管する部門に取締役会決議の要否を具申する。
  4. 取引部門は、取締役会が第1項に基づき関連当事者取引に関する決議を行うにあたり、その可否判断を適切に行うことができるよう、判断の基礎となる事項を提示するものとし、主管部門長は、当該事項に対して客観的な意見を付すものとする。
  5. 取締役会等は、関連当事者取引に関する決裁を行うにあたり、次条に掲げる判断基準に基づき、十分に検討しなければならない。
  6. 取締役会の議長は、関連当事者取引に関する決議を行うにあたり、出席した独立社外取締役及び監査役に対して、当該関連当事者取引の実施の合理性、妥当性、適法性等について意見を求める。
  7. 取締役会の決議の対象となる関連当事者取引にかかる関連当事者が当社の取締役若しくは監査役、取締役若しくは監査役の近親者又はこれらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等若しくは当該会社等の子会社である場合には、当該取締役又は監査役は、当該取締役会の決議（議決権の行使のみならず審議を含む。）に参加してはならない。
  8. 取締役会の決議の対象となる関連当事者取引にかかる関連当事者が当社の取締役及び監査役

以外の役員である場合、重要な子会社の役員の近親者である場合並びに当社の取締役若しくは監査役又はこれらの近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社である場合には、当該役員は、いかなる名目をもってしても当該取締役会の決議（決議にかかる審議を含む。）に参加してはならない。

（取締役会等における判断基準）

第9条 取締役会等は、関連当事者取引の可否判断を行うにあたり、次に例示される判断基準を参照し、総合的に判断する。

①事業の合理性基準

- i) 当社の事業への必要性
- ii) 代替困難性
- iii) 有利な条件を提示する他の取引先の有無

②取引条件の妥当性基準

- i) 経済条件の妥当性
- ii) 不当行為とみなされる行為への非該当性
- iii) 利益の享受により関連当事者の影響力が著しく高まることが予見される取引か否か
- iv) 株主共同の利益への非侵害性

③当社の利益への合致性基準

- i) 取引用途の合理性（会社購入資産が役員等の関連当事者の個人的な用途に利用されていないか、個人的な趣味嗜好に基づくものでないか等）
- ii) 不当行為とみなされる利益相反取引への非該当性

④コンプライアンス適合性基準

- i) 関連法令への適合性
- ii) i) に加えて反倫理的な行為とみなされる取引への非該当性

（関連当事者取引の記録）

第10条 主管部門は、関連当事者取引にかかる決議等がなされた場合には、遅滞なく当該関連当事者取引の内容を関連当事者取引リストに記載する。

2. 関連当事者取引リストの記載事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項のうち、詳細が明らかではないものは概要の記載に留めるか又は記載を省略することができる。

- ① 取引内容
- ② 取引金額
- ③ 科目
- ④ 期末残高
- ⑤ 前各号のほか、法令等により記載すべきとされた事項

3. 主管部門は、第1項のほか、毎事業年度の末日の経過後遅滞なく、当該事業年度における関連当事者取引の内容を記録した関連当事者取引リストを作成する。

4. 主管部門長は、前項の関連当事者取引リストを作成したときは、当該関連当事者取引リストを

用いて記載された取引の状況を速やかに取締役会に報告する。

5. 当社の関連部門は、主管部門による関連当事者取引リストの作成を目的とした調査依頼に協力しなければならない。

#### (関連当事者取引の継続承認)

- 第11条 主管部門長は、毎事業年度末日時点において取引継続中の関連当事者取引について、関連当事者取引リストを用いてその取引状況を新たな事業年度の開始後速やかに取締役会に報告する。
2. 取締役会は、前項の報告を受けた場合には、第9条の判断基準に従い、報告された取引の継続の可否を決議する。なお、決議に際しては第8条第4項乃至第8項の定めを準用する。

#### (取引中止及び是正指示)

- 第12条 主管部門長は、関連当事者取引が不当行為或いは不当行為とみなされるおそれのある取引であるとの疑義が生じた場合には、その旨を取締役に報告しなければならない。
2. 取締役会は、関連当事者取引が不当行為或いは不当行為とみなされるおそれのある取引であると判断した場合には、取引部門に対し、いつでも当該関連当事者取引の取引中止或いは取引条件の是正を指示することができる。
  3. 取引部門は、前項の指示を受けた場合には、主管部門や関係する部門と連携して直ちに取引の中止或いは取引条件の是正を図るものとする。
  4. 前項に基づく取引条件の是正に取引先が応じなかった場合には、速やかに取引を中止するものとする。

## 第4章 雑則

#### (リストの管理)

- 第13条 主管部門は、関連当事者リストに記載された情報が個人情報を含む秘匿性の高い情報であることから、機密情報管理規程定める機密区分に従い、個人情報については「厳密」区分、それ以外の情報については「極秘」区分として、秘密情報の保護等について定めた諸規程の定めに従い管理する。
2. 主管部門長は、関連当事者リスト及び関連当事者取引リストを厳に秘密として管理し、真に業務において必要とする者以外にこれらを開示してはならない。但し、管掌役員が個別に認めた者は、この限りではない。
  3. 前項に基づき開示を受けた者は、開示を受けたリストを厳に秘密として管理し、主管部門長の事前の書面等（電磁的手段によるものを含む。）による承諾なしに、第三者に開示してはならない。

#### (法令等の遵守)

- 第14条 当社の役職員は、本規程を順守することは勿論、関連当事者取引が当社グループの株主共同の利益を害する行為となりうることを十分理解し、高い意識を持って自発的に適正な関連当事者取引を行うように努め、関連当事者取引が不当行為と誤解されることがないように、細心の注意を払わなければならない。

#### (記録の保管)

- 第15条 本規程に基づき作成された記録の保管部門は、原則として主管部門とする。なお、主管部門は、

- 前項に定める記録の保管の一部を他の部門に委任することができる。
2. 前項の記録の保管期間は、記録の保管期間を定めた規程等の定めによる。

(情報収集)

第16条 主管部門は、関連当事者取引に関係する法令等の情報収集に努める。

(啓蒙・教育)

第17条 主管部門は、役職員に対し、本規程の内容を周知するなど、適正な関連当事者取引の実施に資するための啓蒙に努めなければならない。

2. 主管部門は、本規程の実効性を図るため、必要に応じて役職員等に対する研修等を行うことができる。

(監査)

第18条 監査部門は、本規程の遵守状況につき、定期的に監査を実施する。

(是正指示)

第19条 主管部門長は、監査の実施の結果、本規程に基づく運用について不適切な状況が判明したときは、該当する部門に対し、必要な是正措置を講じることを指示することができる。

(違反時の措置)

第20条 当社は、役職員が本規程に違反した場合には、その適用にある規程等に定めるところに従い、厳正に処罰する。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。

平成28年8月1日 改定・実施

令和元年5月21日 改定・実施

別紙

1. 規程第 10 条第 4 項に基づく包括承認手順が適用可能な関連当事者の範囲は、次の通りとする。

No.	類型	包括承認手順の対象可能な関連当事者
1	法人株主等	
2	役員及び個人主要株主等	なし

2. 規程第 10 条第 4 項に基づく包括承認手順が適用可能な取引形態は、次の通りとする。

- ・上記 1 記載の包括承認手順が適用可能な関連当事者との取引であって、次に掲げる取引形態

【取引形態の表示】

- ①当社が主に提供するサービスにかかる取引
- ②当社が主に提供するサービスに必要な物品の購入、役務の提供及び資金の借入等にかかる取引
- ③社会通念に照らして利益相反取引、自己取引となるおそれのない取引
- ④規程第 8 条第 2 項への該当性に疑義が生じた場合であって主管部門長が包括承認手順の適用が妥当と判断した取引
- ④前各号のほか、主管部門長が個別に認めた取引